

令和 4 年度京都支部事業計画について

令和4年1月14日
令和3年度 第4回評議会

令和4年度 全国健康保険協会 事業計画（案）

京都支部（令和4年度）	京都支部（令和3年度）
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p>①健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明を行い、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・経済団体をはじめとした関係団体に対して、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p><u>【重要度：高】</u></p> <p><u>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</u></p> <p><u>【困難度：高】</u></p> <p><u>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</u></p> <p><u>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</u></p>	<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p>①健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、<u>経済情勢の悪化による協会財政への影響等について</u>、支部評議会において丁寧な説明を行い、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・経済団体をはじめとした関係団体に対して、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。

②サービス水準の向上

- ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、必要な相談体制等の整備を図る。
- ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見等から協会の課題を見だし、窓口・電話対応などのサービス水準の向上に努める。

- KPI：① サービススタンダードの達成状況を**100%**とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を**95.5%以上**とする

8 頁⑩に移動

③限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き・事業主・加入者・健康保険委員ヘチラシ、リーフレットなど様々な広報を展開するとともに、医療機関などの申請状況を検証し、さらなる利用促進を図る。
- ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

②サービス水準の向上

- ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見等から協会の課題を見だし、窓口・電話対応などのサービス水準の向上に努める。

- KPI：① サービススタンダードの達成状況を**100%**とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を**95%以上**とする

③業務改革の推進

- ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、生産性の向上を推進する。
- ・現金給付等における申請内容や事業状況について、分析や前年度との比較を行い、事業の展開や事業主への情報提供を行う。

変更の上、5 頁⑦から移動

④現金給付の適正化の推進

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について確実に実施する。
- ・不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化プロジェクトチームを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

変更の上、4頁⑥に移動

⑤効果的なレセプト内容点検の推進

- ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、点検員のスキルアップ及びシステムを活用した効率的な点検に重点を置き、査定率及び再審査レセプト1件あたり査定額の向上に取り組む。
- ・社会保険診療報酬支払基金との連携を強化し、定期的な協議を踏まえそれぞれの役割について理解を深める。「支払基金業務効率化等・高度計画」に基づく支払基金改革の進捗状況を十分に把握し、合算査定率の向上及び支部間差異に影響されない再審査請求体制を目指す。

④現金給付の適正化の推進

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について確実に実施する。
- ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化プロジェクトチームにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

⑤柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。また、過剰な施術が疑われる施術所に対しては文書により是正を促し、改善が見られない場合は、面接確認委員会による確認を実施するなどにより適正化に努める。

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について**対前年度以下**とする

変更の上、7頁⑨から移動

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた(※)。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

(※)電子レセプトの普及率は98.8%（2020年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

- KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について**対前年度以上**とする

(※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

- ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を**対前年度以上**とする

⑥柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

・柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

また、過剰な施術が疑われる施術所に対しては文書により是正を促し、改善が見られない場合は、面接確認委員会による確認を実施するなどにより適正化に努める。

・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。

変更の上、7頁⑨から移動

変更の上、3頁⑤から移動

変更の上、5頁⑥から移動

・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

変更の上、4頁⑥に統合

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について**対前年度以下**とする

変更の上、2頁③に移動

⑦返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・未返納者の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。

⑥あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進

- ・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施し、不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチームにて議論を行い、厚生局に情報提供する。
- ・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

⑦限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き・事業主・加入者・健康保険委員へチラシ、リーフレットなど様々な広報を展開するとともに、医療機関などの申請状況を検証し、さらなる利用促進を図る。
- ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

変更の上、8頁⑩から移動

・債権の早期回収に取り組むとともに、加入者へのアプローチを強化する。保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

【困難度：高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

（※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

（※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を**対前年度以上**とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を**対前年度以上**とする

変更の上、8頁⑩から移動

⑧被扶養者資格の再確認の徹底

- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を **93.4%以上**とする

変更の上、3頁⑤に移動

⑨オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ 社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会等と連携し、オンライン資格確認についての周知やマイナンバーカードの保険証利用促進を図る。

⑧被扶養者資格の再確認の徹底

- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を **92.7%以上**とする

⑨効果的なレセプト内容点検の推進

- ・在宅勤務等による点検時間不足を補うため、1件あたりの査定額向上を目指したレセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。
- ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度計画」に基づいた支払基金改革を踏まえ、今後のレセプト点検の手法、体制の見直しについて検討する。具体的には、今後の審査事務集約化を見据え、基金と連携することで、支部間差異に影響されない再審査請求体制を目指す。

- KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について **対前年度以上**とする

(※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

- ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を **対前年度以上**とする

《新設》

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

変更の上、5頁⑦に移動

⑩返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・未返納者の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- ・国のオンライン資格確認が開始することをふまえ、債権の発生状況を注視しつつ、債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

- KPI : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を**対前年度以上**とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を**対前年度以上**とする

⑩業務改革の推進

- ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、生産性の向上を推進する。
- ・現金給付等における申請内容や事業状況について、分析や前年度との比較を

2頁③から移動

行い、事業の展開や事業主への情報提供を行う。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

2 頁③から移動

2. 戦略的保険者機能関係

① 第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：341,276 人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率 **65.1%**（実施見込者数：222,170 人）
 - ・事業者健診データ 取得率 **8.0%**（取得見込者数：27,302 人）
- 被扶養者（実施対象者数：98,963 人）
 - ・特定健康診査 実施率 **28.6%**（実施見込者数：28,303 人）
- 健診の受診勧奨対策
 - ・健診カルテ、業態等の選定による効果的・効率的な受診勧奨
 - ・業態別カルテを活用することによる業界団体を通じた効果的な広報
 - ・健診機関と連携した受診勧奨

2. 戦略的保険者機能関係

○ 第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：356,771 人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率 **63.9%**（実施見込者数：228,087 人）
 - ・事業者健診データ 取得率 **5.6%**（取得見込者数：20,000 人）
- 被扶養者（実施対象者数：100,396 人）
 - ・特定健康診査 実施率 **28.4%**（実施見込者数：28,500 人）
- 健診の受診勧奨対策
 - ・健診カルテ、業態等の選定による効果的・効率的な受診勧奨
 - ・事業主、加入者のヘルスリテラシーの向上を目指す広報
 - ・健診機関と連携した受診勧奨

- ・契約健診機関、健診会場の拡大
- ・GISを活用した効果的な受診勧奨
- ・行政と連携した「がん検診と同時申し込み」の推進による特定健診の拡大
- ・京都府・京都労働局と連携した事業者健診データ提供勧奨
- ・厚労省通知の新スキーム定着による事業者健診データ取得率の向上

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

■ KPI：健診受診率を **63.1%**以上とする

- ① 生活習慣病予防健診実施率を **65.1%**以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を **8.0%**以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を **28.6%**以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- 被保険者（特定保健指導対象者数：51,141人）
 - ・特定保健指導 実施率 **26.2%**（実施見込者数：13,398人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：2,660人）
 - ・特定保健指導 実施率 **18.3%**（実施見込者数：486人）

- ・契約健診機関、健診会場の拡大
- ・GISを活用した効果的な受診勧奨
- ・行政と連携した「がん検診と同時申し込み」の推進による特定健診の拡大
- ・京都府・京都労働局と連携した事業者健診データ提供勧奨

■ KPI：健診受診率を **60.5%**以上とする

- ① 生活習慣病予防健診実施率を **63.9%**以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を **5.6%**以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を **28.4%**以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- 被保険者（特定保健指導対象者数：50,114人）
 - ・特定保健指導 実施率 **20.2%**（実施見込者数：10,113人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：2,451人）
 - ・特定保健指導 実施率 **16.3%**（実施見込者数：400人）

○ 保健指導の受診勧奨対策

- ・健診当日の初回面談実施拡大に向けた健診機関への働きかけ
- ・健診機関へのサポートと進捗管理強化による指導実施件数の向上
- ・健康宣言事業所や大規模事業所への効果的な受診勧奨
- ・コロナ禍におけるICT活用による特定保健指導の推進
他府県在住者（大規模事業所）へのICT活用による特定保健指導の推進強化
- ・自治体や基幹病院と連携した特定保健指導共同実施拡大による北部地域等への指導強化
- ・パイロット事業の最終報告を踏まえた「健診サポート機関の設置（ワンストップヘルスケアサービス）」の新たな展開

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

- KPI：特定保健指導の実施率を **25.8%**以上とする

① 被保険者実施率を **26.2%**以上とする

○ 保健指導の受診勧奨対策

- ・健診当日の初回面談実施に向けた健診機関への働きかけ
- ・事業所で受け入れできなかった保健指導対象者への効果的な個人勧奨
- ・コロナ禍におけるICT活用による特定保健指導の推進
他府県在住者（大規模事業所）へのICT活用による特定保健指導の推進強化
- ・職場の健康度向上をめざし「事業所健康診断書」を事業所訪問時に活用
- ・令和元年度、2年度パイロット事業「健診サポート機関の設置によるワンストップヘルスケアサービスの提供」の全国展開に向けた提案

- KPI：特定保健指導の実施率を **20.0%**以上とする

① 被保険者実施率を **20.2%**以上とする

② 被扶養者実施率を **18.3%**以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数
12,000人程度
 - ・文書勧奨をアウトソース、支部による電話勧奨の実施
 - ワンストップヘルスケアサービスを活用した受診勧奨の実施
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
 - ・かかりつけ医と連携による糖尿病性腎症患者への保健指導介入
 - ・京都府糖尿病重症化予防戦略会議での意見発信、情報交換
- 健診結果を複合的に捉えた疾病予防
 - ・健診項目単体ではなく複合的に未来のリスクを把握し、健康リスクが高い従業員を有している事業所や本人に対して受診勧奨や健康づくり事業を実施する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を
12.4%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- 「京(きょう)から取り組む健康事業所宣言」エントリー事業所数の更なる拡大
 - ・健康保険委員登録、健康宣言エントリー、健康経営優良法人認定と段階的にステップアップしながら健康経営に取り組む「健康経営チャレンジプログラム」の推進

② 被扶養者実施率を **16.3%**以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数
2,058人
 - ・文書勧奨をアウトソース、支部による電話勧奨の実施
 - 健診機関を活用した受診勧奨の実施
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
 - ・かかりつけ医と連携による糖尿病性腎症患者への保健指導介入
 - ・京都府糖尿病重症化予防戦略会議での意見発信、情報交換
- 健康リスクの包括的管理（リスクの組合せ）による疾病予防
 - ・LDL値や年齢、血清クレアチニン等を勘案した心疾患入院リスクモデルを構築し、入院リスクが高い従業員を有している事業所や本人に対して受診勧奨や健康づくり事業を実施する。

- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を
11.8%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- 「京(きょう)から取り組む健康事業所宣言」エントリー事業所数の更なる拡大

- ・健康宣言事業所に対するフォローアップの強化
- ・健康経営に向けた課題解決と取組みの質の向上を目的としたセミナーの実施
- ・健康宣言事業所における健康づくりの定着及び若年期からのヘルスリテラシーの向上を目的とした健康測定機貸出および健康講座等の開催
- ・事業所や産業保健総合支援センター等と連携した効果的なメンタルヘルス予防対策の推進
- ・事業所の健康課題を見える化した「事業所カルテ」を活用した宣言事業所勧奨並びに宣言事業所のフォローアップ
- ・モデル事業所における効果的な取組みの把握および横展開の実施
- 関係団体、自治体と連携した健康経営及び健康づくり事業の推進
 - ・市町村と連携した地域と職域をつなぐ健康づくりの実施
 - ・「きょうと健康づくり実践企業認証制度」とあわせた健康経営を進める事業所の拡大とフォローアップ
 - ・京都府等と連携したデータ分析によるエビデンスに基づく健康づくり事業の実施
 - ・京都府が主催する健康づくりイベント「ヘルス博 Kyoto」と連携した家族を含めた事業所における健康づくりの推進

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- ・健康宣言事業所に対するフォローアップの強化
- ・健康経営に向けた課題解決と取組みの質の向上を目的としたセミナーの実施
- ・健康宣言事業所における健康づくりの定着及び若年期からのヘルスリテラシーの向上を目的とした健康測定機貸出および健康講座等の開催
- ・事業所等と連携した効果的なメンタルヘルス予防対策の検討
- ・事業所の健康課題を見える化した「事業所健康度診断書」を活用した宣言事業所勧奨並びに宣言事業所のフォローアップ
- ・モデル事業所における効果的な取組みの把握および横展開の実施
- 関係団体、自治体と連携した健康経営及び健康づくり事業の推進
 - ・市町村と連携した地域と職域をつなぐ健康づくりの実施
 - ・「きょうと健康づくり実践企業認証制度」とあわせた健康経営を進める事業所の拡大とフォローアップ
 - ・京都府等と連携したデータ分析によるエビデンスに基づく健康づくり事業の実施
 - ・京都府が主催する健康づくりイベント「ヘルス博 Kyoto」と連携した家族を含めた事業所における健康づくりの推進

■ KPI：健康宣言事業所数を **860事業所以上**とする

② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- WEB等を活用した戦略的な情報発信
 - ・中長期的な広報戦略に基づき、定期広報誌やWEB広告等を含めた多様な広報手段を効果的に組み合わせて、一貫性を持った広報を展開する。
 - ・「現在値（いま）をみよう」をテーマとして、健診結果を複合的に捉えて健康リスクを見える化し、健康に向けた行動を促す広報を行う。
- オンライン資格確認の円滑な実施に向けた広報
 - ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、事業主及び加入者に対して、定期広報誌や説明会等を通じてマイナンバーカードの取得促進及びマイナンバーカードの健康保険証利用に関する広報を行う。
- 近畿ブロックで連携した広報
 - ・近畿各支部の協働による効果的な広報実施に向けた検討を進める。
- 健康保険委員委嘱者数の更なる拡大と健康保険委員活動の活性化を図るための取組み
 - ・事業所規模別の健康保険委員勧奨の実施
 - ・情報通信技術等を活用した健康保険委員研修会及び健康経営セミナーの開催
 - ・健康保険委員表彰の実施
 - ・セミナーや座談会などを通じ、生の声を聞くことで認識のギャップを埋め、ニーズにこたえる取組みを行う。

■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を **47.9%以上**とする。

■ KPI：健康宣言事業所数を **700事業所以上**とする

② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- SNS等を利用した効果的な広報
 - ・定期広報誌やメールマガジン等の広報に加えて、SNSやYouTubeによる動画を活用した広報を展開する。
- オンライン資格確認及びマイナンバーカードの取得促進に向けた広報
 - ・事業主及び加入者に対して、定期広報誌や説明会等を通じてオンライン資格確認やマイナンバーカードの取得促進に向けた広報を行う。
- 近畿ブロックで連携した広報
 - ・近畿各支部の協働による効果的な広報実施に向けた検討を進める。
- 健康保険委員委嘱者数の更なる拡大と健康保険委員活動の活性化を図るための取組み
 - ・事業所規模別の健康保険委員勧奨の実施
 - ・情報通信技術等を活用した健康保険委員研修会及び健康経営セミナーの開催
 - ・健康保険委員表彰の実施
 - ・セミナーや座談会などを通じ、生の声を聞くことで認識のギャップを埋め、ニーズにこたえる取組みを行う。

■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を **42.2%以上**とする。

③ジェネリック医薬品の使用促進

- ジェネリック医薬品軽減額通知の実施【年 2 回】
 - ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることを確認しつつ、使用促進に向けて関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、保険者協議会、京都府後発医薬品安心使用対策協議会、国民健康保険運営協議会等）へのデータを活用した情報提供及び連携事業を実施する。
 - 事業主、健康保険委員ヘインセンティブ制度と併せた情報提供
 - 紙媒体に加えて SNS の活用による広報の強化
 - ジェネリック医薬品、服薬管理等に関するセミナーの実施
 - 京都府後発医薬品重点地域使用促進モデル事業との連携
- SNS 等を利用したジェネリック医薬品の効果的な広報

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

- KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を **78.7%以上**とする。

④インセンティブ制度の着実な実施

- インセンティブ制度の周知広報
 - ・保健事業への参画やジェネリック医薬品の促進を目的に、各種広報媒体

③ ジェネリック医薬品の使用促進

- ジェネリック医薬品軽減額通知の実施【年 2 回】
 - 関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、保険者協議会、京都府後発医薬品安心使用対策協議会、国民健康保険運営協議会等）へのデータを活用した情報提供及び連携事業
- 事業主、健康保険委員ヘインセンティブ制度と併せた情報提供
- 紙媒体に加えて SNS の活用による広報の強化
- ジェネリック医薬品、服薬管理等に関するセミナーの実施
- 京都府後発医薬品重点地域使用促進モデル事業との連携
- 令和元年度パイロット事業「薬局に対する地域別ジェネリック医薬品処方状況のお知らせ」の全国展開に向けた提案
- ・地域における医薬品使用実績が医療機関や保険薬局において後発医薬品選定に与える影響等の効果検証を行い、全国展開に向けた提案を行う。
- SNS 等を利用したジェネリック医薬品の効果的な広報

- KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を **77.3%以上**とする。

④ インセンティブ制度の着実な実施

- インセンティブ制度の周知広報
 - ・保健事業への参画やジェネリック医薬品の促進を目的に、各種広報媒体

や研修会等を通じて広報することで、インセンティブに係る各指標（受診率・実施率等）の向上を図る。

【重要度：高】

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『日本再興戦略』改訂 2015や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

⑤地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

- 医療審議会、地域医療構想調整会議等での意見発信
 - ・現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和 6 年度からスタートする次期計画の策定に向けて、意見発信を行う。
 - ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

や研修会等を通じて広報することで、インセンティブに係る各指標（受診率・実施率等）の向上を図る。

⑤ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信

- 意見発信のための体制の確保
 - ・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、必要な体制の確保（会議体への参画数拡大や意見発信できる仕組みの構築）を行う。
- 医療審議会、地域医療構想調整会議での意見発信
 - ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。

- KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

⑥調査研究の推進

- ・医療費の適正化に向けて、京都府と連携して地域別医療費や健康課題等の分析を行う。
- ・協会けんぽが保有する様々なデータを複合的に捉えて分析を行い、効果的な健康づくり事業の実施に繋げる。

- KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

《新設》

3. 組織・運営体制関係

①組織や人事制度の適切な運営

- 事業運営方針発表会の実施【年 2 回】
 - ・組織目標及び事業計画を上位から下位まで浸透させ、職員一丸となって組織目標を達成する。
- 人事評価制度の適切な運用
 - ・組織目標の達成を目的とした適切な人事評価の実施により、職員のモチベーションの向上及び効果的な事業運営を行う。
- コンプライアンス、個人情報保護の徹底及びリスク管理の実施
 - ・定期的にコンプライアンス及び個人情報保護に関する研修を実施するとともに、常時より注意喚起を行うことによって、インシデントの発生防止及び拡大防止を図る。

3. 組織・運営体制関係

①組織や人事制度の適切な運営

- 事業運営方針発表会の実施【年 2 回】
 - ・組織目標及び事業計画を上位から下位まで浸透させ、職員一丸となって組織目標を達成する。
- 戦略的保険者機能の発揮に向けた適切な人員配置
 - ・業務部における山崩しの実施に加えて、企画総務部においても業務効率化を図り、より効率的な事務処理体制を整備することで、生産性向上を目指した人員配置を行う。
- 人事評価制度の適切な運用
 - ・組織目標の達成を目的とした適切な人事評価の実施により、職員のモチベーションの向上及び効果的な事業運営を行う。
- コンプライアンス、個人情報保護の徹底及びリスク管理の実施
 - ・定期的にコンプライアンス及び個人情報保護に関する研修を実施するとともに、常時より注意喚起を行うことによって、インシデントの発生防止及び拡大防止を図る。

・災害発生時における対応について、研修や訓練を実施することでリスク管理の強化を図る。

②職員の健康確保対策

- 新型コロナウイルス等の感染防止対策
 - ・マスク着用や三密防止など、引き続き感染防止に向けた自己管理の徹底について注意喚起を行うとともに、事務室内における感染防止対策を徹底する。
- 産業医と連携した職員の健康管理
 - ・要再検査者に対する受診勧奨を徹底するとともに、産業医との健康相談を活用した職員の健康管理を行う。

③人材育成

- 職場での実践教育（OJT）と、研修・自己啓発（Off-JT）を効果的に組み合わせた人材育成の実施
 - ・OJTによる人材育成を中心としつつ、効果的に研修（Off-JT）を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
 - ・新人育成のための六角会を通じた研修の実施
- 外部講師を活用した支部内研修の実施
 - ・支部内研修においては、外部リソースを有効に活用することで、職員の能力開発を促す。
- システム刷新に伴う研修の実施
 - ・令和4年4月の間接システム及び令和5年1月の業務システム刷新に適切に対応するための研修を実施する。

・災害発生時における対応について、研修や訓練を実施することでリスク管理の強化を図る。

②職員の健康確保対策

- 新型コロナウイルス等の感染防止対策
 - ・マスク着用や三密防止など、感染防止に向けた自己管理の徹底について注意喚起を行うとともに、事務室内における感染防止対策を徹底する。
- 産業医と連携した職員の健康管理
 - ・要再検査者に対する受診勧奨を徹底するとともに、産業医との健康相談を活用した職員の健康管理を行う。

③人材育成

- 職場での実践教育（OJT）と、研修・自己啓発（Off-JT）を効果的に組み合わせた人材育成の実施
 - ・OJTによる人材育成を中心としつつ、効果的に研修（Off-JT）を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
 - ・新人育成のための六角会を通じた研修の実施
- 外部講師を活用した支部内研修の実施
 - ・支部内研修においては、外部リソースを有効に活用することで、職員の能力開発を促す。

④費用対効果を踏まえたコスト削減等

- 調達コスト削減等の適切な調達の実施及び、調達結果の公表による透明性の確保
 - ・適宜調達審査委員会を開催することにより適切な調達及び費用削減を実現する。
- 適正な企画競争の実施
 - ・事業実施内容が事業結果に大きく影響する案件については企画競争に付することとし、その調達方法については適切なものとなるよう客観的な評価基準を設定する。
- 複数社見積もりによる調達の実施
 - ・調達に当たっては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備してコスト削減に努める。
- 消耗品の削減（前年比減）、節電（前年比減）
 - ・消耗品の適切な在庫管理及び不要な電力使用の削減によりコスト削減に努める。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、**20%**
以下とする。

④費用対効果を踏まえたコスト削減等

- 調達コスト削減等の適切な調達の実施及び、調達結果の公表による透明性の確保
 - ・適宜調達審査委員会を開催することにより適切な調達及び費用削減を実現する。
- 適正な企画競争の実施
 - ・事業実施内容が事業結果に大きく影響する案件については企画競争に付することとし、その調達方法については適切なものとなるよう客観的な評価基準を設定する。
- 複数社見積もりによる調達の実施
 - ・調達に当たっては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備してコスト削減に努める。
- 消耗品の削減（前年比減）、節電（前年比減）
 - ・消耗品の適切な在庫管理及び不要な電力使用の削減によりコスト削減に努める。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、**20%**
以下とする。